

第9号諮問に係る第2回  
世田谷区清掃・リサイクル審議会

会 議 録

日 時 令和5年12月26日（火）

午前10時00分～12時15分

場 所 教育総合センター2階研修室「にじ」

またはオンライン

出席者

【委員】 中山榮子、松本典子、加茂徹、

岩波佳三、森孝男、田崎恵子、伊達和子、

中村博美、渡辺美砂、三橋悟

（以上10名）

【区】 蒲牟田清掃・リサイクル部長、泉管理課長、荒

木事業課長、松田世田谷清掃事務所長、岩渕玉川

清掃事務所長、小渕砧清掃事務所長

○管理課長 皆様、おはようございます。時間前ですけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから、世田谷区清掃リサイクル審議会を開催させていただきます。

初めに、本日は、〇〇委員と〇〇委員より欠席のご連絡をいただいております。会議出席8名、オンライン出席2名、委員12名中10名のご出席をいただいておりますので、清掃・リサイクル条例施行規則第3条第7項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、保坂区長よりご挨拶と、本審議会への諮問をいただきたいと思います。諮問に先立ちまして保坂区長よりご挨拶申し上げます。区長、前方のマイクの方へお進みください。

○保坂区長 皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました、保坂です。日頃から世田谷区政にご理解ご協力をいただきまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。

現在、大量生産大量廃棄の社会から、資源循環型社会を目指すための行動を加速化していこうということで、法整備や、脱炭素の取り組みを国や都でも進めております。区においても、循環型社会に向けて、昨年この審議会におきまして、世田谷区におけるプラスチック資源循環施策についてご審議をいただきました。本年6月に答申をいただいたところでございます。これを受けて、現在区では、プラスチック分別収集の実施に向け準備を進めておりますので、進捗状況を適宜ご報告させていただきます。

また、ここ数日ニュースで取り上げられておりますが、先月、11月18日、23区から出る粗大ごみを処理する施設におきまして、火災が発生し、現在粗大ごみの破碎処理に大きな影響が出ている状況です。火災の原因は、混入していたリチウムイオン電池と言われておりまして、正しい分別方法に基づいて排出していただくことにより、区民の皆様にも、このような火災も防げるということもご理解いただき、この分別の徹底に協力を呼びかけていきたいと考えていると

ころでございます。

今後一層、資源循環型社会を目指すために、世田谷区においても、区民・事業者の一人ひとりがごみ減量や分別を自分事としてとらえ、発生抑制を意識したライフスタイルや事業活動へと行動変容を促していかなければなりません。

この後、諮問させていただきますが、時代に即した新たな手法を用いて、一層のごみ減量を実現する必要があることから、資源循環型社会への実現に向けた、区民・事業者の行動変容を促す新たな施策について、ご審議お願いをいたします。委員の皆様にはぜひ忌憚のないご意見ご提言をいただければありがたいと思います。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

○管理課長 続きまして諮問に移ります。会長、前方へお願いいたします。委員の皆様は、机上にある諮問文をご覧ください。保坂区長よろしく申し上げます。

諮問事項、『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』

諮問理由、近年、台風の強大化や線状降水帯の発生による集中豪雨などの気候変動による災害が頻発・甚大化しており、二酸化炭素削減などの脱炭素の推進は早急に取り組むべき課題として、世界的な規模で進められています。

加えて、国ではこの間、大量生産・大量廃棄から脱却し、循環型社会を目指すため、グリーン購入法や食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法などの法整備が行われ、東京都においても「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートして、プラスチック対策や食ロス対策などの行動の加速化に向けた取り組みが進められています。

世田谷区においては、世田谷区一般廃棄物処理基本計画に基づき、「環境に配慮した持続可能な社会の実現」に向け、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）の2Rに重点を置いた取り組みを進め、区民一人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。しかしながら、毎年行っている「家庭ごみ・事

業系ごみ組成分析調査」等においては、家庭から出る可燃ごみには、生ごみが26%以上、紙類などの資源化可能廃棄物は20%以上含まれており、新たなリサイクル可能品目を加えると35%以上となることから、更なるごみ減量とリサイクルを加速化させていく必要があります。

労働力不足の現状も踏まえ、今後も安定して清掃・リサイクル事業を継続するためには、AIをはじめとしたデジタル技術なども積極的に活用し、経費を抑制しつつより効率的な収集運搬体制を構築する必要があります。併せて、一層のごみ減量やリサイクルの推進には、例えばSNSやアプリなどを活用した減量化行動へのインセンティブの設定、あるいはごみ収集の経済的負担などといった新たな手法や視点も取り入れた施策展開が大変重要です。なにより環境問題やごみ減量等に関心の薄い層にも効果的に働きかけ、区民・事業者の一人ひとりがごみ減量を自分事として捉え、発生抑制を意識したライフスタイルや事業活動へと行動変容を促していかなければなりません。

そこで、時代に即した新たな手法を用いて一層のごみ減量を実現するため、『資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』ご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。よろしく申し上げます。

○会長 審議会を代表して諮問文をお預かりいたしました。この諮問に沿いまして審議会として議論を重ねていきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○管理課長 会長、区長、ありがとうございました。お戻りください。

大変恐縮でございますが、区長はこの後、公務を控えておりますのでここで退席をさせていただきます。

次に、会議の公開と記録について及びオンライン参加の委員の皆様への注意事項について、事務局より説明いたします。

○事務調整担当係長 本審議会の傍聴等についてご説明いたします。

本審議会は区長の附属機関となっておりまして、附属機関の共通ルールとしまして会議は原則として公開すること、また会議録は世田谷区情報公開条例の規定に基づきまして公表することとなっておりますのでご承知おきください。

また本日は議事録を作成するため、会場中央にICレコーダー、それからオンラインの録画機能により音声を録音させていただきますことをご了承ください。なおオンラインの録画につきましては音声データのみ取り出した後、完全に消去いたします。

続きまして、本審議会はオンラインによる参加と併用で開催いたしますので、オンライン上での注意事項をご案内させていただきます。オンラインで参加の皆様は、ご発言される際はお名前を言ってからお願いいたします。またご発言以外の際は、音声をミュートの設定をお願いしたいと思います。なお書類や音声など不備がありましたら、チャット上でご連絡をいただきたいと思います。

○管理課長 また本日は傍聴希望の方がオンラインで5名いらっしゃいます。委員の皆様におかれましては、どうぞご了承をお願いいたします。

それでは続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日、机上に次第、それから資料1 第8期世田谷区清掃リサイクル審議会委員名簿、そして資料2 清掃関連施設見学を終えて 質問・意見・感想一覧、資料3 清掃・リサイクル行政の現状と課題を配付しております。

また参考資料としまして、世田谷区清掃・リサイクル事業概要2023、それから世田谷区家庭ごみ事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告書、世田谷区資源とごみの収集カレンダー（令和6年版）を配布しております。ご確認いただき、不足をしている方は事務局までお知らせください。資料はお揃いでしょうか。今回の資料につきましては、毎回ご持参をいただく必要はございません。本日机上に置いていただければ、次回事務局で机上一にご用意いたします。もちろんお持ち帰りいただいても結構でございます。参照が必要になった

場合は、事務局にて画面に投影する他、会議後に区のホームページ、世田谷区清掃・リサイクル審議会のページにリンクをまとめて公開をいたしますのでご覧ください。

それではこれ以降の審議会の司会進行を会長に引き継がせていただきます。

会長よろしくお願いたします。

○会長 はい。皆様おはようございます。また新たなテーマで議論していくということになりましたので、よろしくお願いたします。またちょっと私の方の都合で、今回の会議が12月の押し迫った時期になってしまいましたことをお詫び申し上げます。

それでは、議論に入る前に、当審議会の〇〇副会長につきましては、ご都合により辞任される旨の申出をいただきました。届出を受領して辞任されたことをご報告いたします。つきましては、〇〇副会長の辞任に伴う後任の選任につきまして、清掃・リサイクル条例施行規則第3条2項、審議会の会長および副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。により、この場で副会長を互選にて選出したいと思ひます。

○委員 〇〇委員がよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。

○会長 〇〇委員、いかがでしょう。

○委員 はい、大丈夫です。

○会長 はい。それでは、〇〇委員にお願したいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

また、同施行規則第3条第5項、会長及び副会長がともに事故がある時には、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。により、職務代理についてもこの場で指名させていただきたいと思ひます。

職務代理は〇〇委員お願したいと思ひんですけど、よろしいでしょうか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○会長 それでは、決まりましたので改めてよろしくお願いたします。

はい。それではここから次第に沿って進行いたします。次第の4番、諮問事項の審議についてです。

まず、（1）清掃関連施設見学を終えてにつきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

○管理課長 それでは資料2 清掃関連施設見学における質問・意見・感想一覧をご覧ください。

10月24日に施設清掃関連施設見学を終えまして、そのあといただきました質問、それから意見、そして感想を1枚にまとめたものになります。このうちいただきました質問について、本日回答をさせていただきます。

まず、質問の1点目、希望丘不燃ごみ中継所に関して、不適正ごみの選別について問題点は何かというご質問をいただいております。

回答といたしましては、先ほど区長の挨拶にもありましたけれども、爆発や発火事故の危険性があること。これに関しましては、発火の危険性がありますスプレー缶やライター、これらは選別の効率化安全化のために、他の不燃ごみとは別の袋に分けての排出を、現在区民の方々にお願いしております。また、充電式の電池については、不燃ごみとしては排出せず、家電量販店等の店頭等に設置をされております、小型充電式電池のリサイクルボックスへの投入をお願いしている状況です。また、手選別時の負傷の危険性があること。それから、不適物が多岐にわたるため、機械化による投入作業の面、コスト面の大幅な効率化ができないことなどが、こちらの不適正ごみの選別についての問題点として考えているところであります。詳細は時間の関係もありますので、後程ご確認をいただければと思います。

それから、質問の2点目、ペットボトルのボールが1つ当たりいくらかで売れるのかというご質問いただいております。令和5年度ですけれども、こちらの落札単価が上半期の1kg当たり65円、下期60円ということで、施設の方で見ていただいたときに1m四方の立方体になりますけどこれは大体300kgなりますので、大

体1つで1万8,000円ほどになります。

また、質問の3点目、ペットボトルのベールがAランクという形でかなり上質な形の評価を受けているものですが、周辺に虫が飛んでいたというご質問がありました。ペットボトル自体のベールにしたものの品質に関しましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定めます分別基準、こちらに則った品質調査が毎年行われておりまして、そちらの方では現状、Aランクという評価をいただいております。

最後に、質問の4点目になります。以前エコプラザ用賀でのリユースについて月2回抽選を行っていたが、今は随時なのかという質問になります。エコプラザ用賀では、今年の3月までは、月に1回、修理をした家具等を抽選で頒布というような形のリユース事業を行ってございましたけれども、今年の5月から民間事業者と組みまして、新たなリユース事業を開始しております。現在エコプラザ用賀でやっておりますリユース事業に関しましては、区民の方が、粗大ごみ等の不要なものを持ち込んでいただき、エコプラザ用賀の方で希望される方に有償または無償で譲渡するというのをやっております。

資料に記載の意見や感想の中でもですね、大型ごみの回収や再利用についてもう少し区内で宣伝してはどうか。あるいは、ごみの減量化を図るために有料化の検討が必要だと感じた。等々、いただいております。今後審議会においても、次回以降改めて、対応状況の報告やご確認をいただいた上で、ご審議をいただく内容もあるかと思えますし、また区としても引き続き、分別の徹底等については、周知等の対応を考えてまいります。説明は以上となります。

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。委員の皆様の方からご意見とかご質問とかございますでしょうか。

○副会長 はい。どうもありがとうございました。これは直接関係ないんですけど前回さっきの話で、リチウムイオン電池で火災が発生したという話がありましたけれども、あれは保管していただけだったのか、何か圧縮とか破碎とかし

たときなのか、その原因っていうのはわかってらっしゃるのでしょうか。

- 管理課長 先ほど区長の方から話がありました火災なんですけれども、これは令和5年11月18日、東京23区の粗大ごみの破碎処理をいたします粗大ごみ破碎処理施設においてリチウムイオン電池等の2次電池が原因と思われる火災が発生しております。そのため現在当該施設の方が稼働できなくなっている状況です。こちらの方の被害状況等に関しましては、破碎したその電池が、施設内のコンベア上で発火をし、ごみと鉄を選別する磁選機やコンベア等が破損して、粗大ごみの処理ができなくなっている状況になります。原因については処理中の圧縮の関係かとは思われますが、詳しい原因はわかっておりませんがおそらくこのリチウムイオン電池だろうというところです。また今回の火災で実は消防車が30台ほど出まして、完全復旧までは約1年程度、それから復旧の費用の方が4億円程度、想定をしております。現在この施設で粗大ごみの処理ができなくなっているため、隣接をしております不燃ごみ処理センターでの不燃ごみの処理を停止して、粗大ごみの代替処理をしているという状況になっております。火災のありました処理施設についてなんですけれども、実は令和4年度、95件もの火災が発生しております。令和5年度も11月現在で59件。ただ、このうち公設消防を要請した件数はそれぞれ1件という形で、基本的には中で消火は行っているんですけれども、今回は大きな火災になっております。また23区やその他のごみの収集車両、これも年間大体各区1件から2件くらい火災が発生しているような状況で、世田谷区もここ数年1件、2件発生している状況になっております。収集車両ですと、大体プレス車になりますので、圧縮・圧迫をした時に発火することが多くなっているものと考えております。状況は以上になります。
- 副会長 ありがとうございます。製品プラスチックの回収など今後色々と議論になってくるかと思いますので、今後いろいろと検討させていただきます。
- 会長 はい、ありがとうございます。他の委員の方からご質問、ご意見等ございませんか。オンラインでご参加の方もよろしいでしょうか。

それでは次に（２）清掃・リサイクルの現状と課題についてでございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○管理課長 はい。それでは事務局より、本審議会の今後の流れについてご説明をさせていただきます。資料3の2ページをご覧ください。

先ほど、区長より新たに『資源循環型社会の実現に向け、区民・事業者の行動変容を促し、さらなるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について』、諮問がありました。昨年度の『世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について』、こちらに続きまして、皆様には現在の第8期に引き続き、第9期の任期2年間を含め、新たなテーマでご審議をお願いすることになります。すでに先日、第1回といたしまして、清掃関連施設の現場を見ていただきました。本日は第2回として、改めて区の清掃・リサイクル行政が抱える現状と課題と題して、清掃・リサイクル事業全般的な説明をさせていただきます。次回の第3回以降、さらに詳細なご説明をさせていただく予定になりますので、それを踏まえまして、概ね2年半程度をかけて、今後ご審議をいただき、令和8年5月ごろ答申をいただく予定を考えております。

全13回にわたりまして、諮問にもありましたように、住民や事業者が、ごみ減量やリサイクルの推進を自分事としてとらえ、発生抑制を意識したライフスタイルや事業活動へと行動変容を促すために、行政として今後どのような取り組みができるのか、こういった部分を主要テーマに、ご審議を進めていただければと考えております。なお、開催日数や審議内容等につきましては、今後の審議の進行状況により、変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは改めて、本日第2回の流れについてご説明いたします。世田谷区の清掃・リサイクル行政が抱える現状と課題についてご理解をいただくにあたり、はじめに、国や東京都の動きなど、清掃・リサイクル行政を取り巻く環境等についてご説明をし、その後、世田谷区の現状の課題について、少し詳しく説明

をさせていただきます。なお、区の現状と課題につきましては、次回以降詳細に取り扱う予定でございます。

この区の現状と課題の説明後、全体を通しての質疑応答と意見交換の時間を予定しております。本日の説明や区の取り組みなどご質問等がありましたらその際にお願いたします。また、その時間に質疑のほか、新たなテーマで今後ご審議をいただくにあたり、大変申し訳ございませんけど1人ずつ清掃・リサイクルに関しての課題を含め、何かお感じになっていること、あるいは個人や所属する団体等で何か実施をされている取り組みのご紹介、前回の施設見学の感想など、皆様からお話をいただければと考えております。

また、進行の状況により、途中で別途、質疑の時間を設ける場合もございますので、その場合はどうぞよろしくお願いたします。

それでは本日の前半部分、国や都の動きと、東京23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合等につきまして、各項目について説明をさせていただきます。まずは国の動きになります。

初めに、資源循環型社会を形成していくための各種法体系の説明になります。資料6ページの図は、循環型社会の形成に向けた法体系図となります。

清掃・リサイクル行政は、環境の保全について基本理念を定め、国や地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにする環境基本法を頂点として、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなります。循環型社会形成推進基本法、廃棄物の適正処理について定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律、略しまして廃棄物処理法、それから再生利用の推進について定めた資源の有効な利用の促進に関する法律、略して資源有効利用促進法に繋がっていきます。

法律といいますと、少し取っつきにくい部分もございますが、大枠の部分を循環型社会形成推進基本法で定めた上で、廃棄物処理法で、廃棄物の区分や区分ごとの適正処理にあたっての規制などを具体的に定めております。

また、資源有効利用促進法では、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの

取り組みについて総合的に推進するため、特に事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を指定し、自主的に取り組むべき内容などについて規定をしております。

さらに、環境負荷やリサイクルの観点から、個々の適性に応じた規制を設ける必要がある製品については、スライドの通り、個別の法律により、生産から廃棄までのルール等を定めております。時間の都合上、一例のご紹介となりますけれども、一番右の小型家電リサイクル法、こちらは、スマートフォンや携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済み小型電子機器の再資源化を促進するための法律となっており、資源価格の高騰などの資源制約、最終処分場の逼迫などの環境制約の2点から、これまで埋め立てられていました使用済み小型電子機器等に含まれます、アルミ、金属、レアメタルなどのリサイクルが急務となったことから、平成25年4月から施行されております。国市町村、それから製造業者等の事業者、消費者の責務を定めた上で、それぞれの立場において当該機器のリサイクルを進めるものとなっております。

世田谷区におきましても、現在、区内の公共施設11ヶ所に、使用済み小型電子機器回収ボックスを設置し、一般家庭で使用された電子機器を回収・分別の上、リサイクルの推進をしております。なお、小型家電に使用されることも多い充電式のリチウムイオン電池については、他の多くの自治体と同様、区では現在回収は行っておりません。充電式リチウムイオン電池につきましては、先ほど火災の方でもご案内しましたが強い衝撃や圧力が加わりますと、発火する危険がありますことから、収集運搬が難しいこともあり、家電量販店などの協力店に設置されております、専用の小型充電式電池リサイクルボックスのご利用を案内しているところでございます。

続きまして、循環型社会形成推進基本法の法整備の経緯と内容になります。戦後から高度経済成長期にかけて、国の発展、人口の増加とともに、各産業において商品が大量に生産され、生産された商品を国民が消費、廃棄するという

流れが一般的であったことから、廃棄物の量も右肩上がりに増加をしていきました。廃棄物の増加に伴い、中間処理、最終処分場の確保や、不法投棄の増大といった課題が社会問題となり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物資の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となったことから、平成12年6月、循環型社会形成推進基本法が施行されました。

法の内容ですが、大きく6つの柱で構成をされております。まず前半の3つになります。

1つ目、循環型社会のあるべき姿を明確に提示し、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と定義されております。

2つ目は、法の対象となるものを有価無価問わず廃棄物とし、そのうち有効利用できるものを循環資源と位置付け、その循環的な利用を促進することとしております。

3つ目こちらが大きなポイントで、この法律により、初めて処理の優先順位が定められました。そもそもの量を減らす発生抑制のリデュース、形状等を変えずに再使用するリユース、形状等を変化させ再度利用する再生利用。廃棄物を焼却処理する際に発生する熱を効率的に利用するサーマルリサイクル。そして最後は、これまでの4つの手法が取れないものは埋め立て処分する適正処分、この順番で優先順位が定められております。世田谷区も、優先順位が高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）、こちらの2Rに重点を置き、施策を展開してきているところです。

4点目は、循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、事業者、国民が自分事としてとらえ取り組んでいくこととし、特に事業者・国民の排出者責任を明確化し、拡大生産者責任の一般原則を確立するなど、それぞれの役割分担、

責務を明確化しました。

5点目以降は、循環型社会の形成を着実に進めるため、国がやるべきこととして推進のための基本計画を策定し施策を明示することが定められております。

続きまして、ごみの排出量の推移になります。グラフは、国全体のごみ排出量と、1人1日当たりのごみ排出量の推移となっております。まず、右肩上がり増加をしていましたごみ総排出量、こちらは2000年の循環型社会形成推進基本法の施行を境に、減少に転じております。

これは法の施行や各種リサイクル法などをきっかけに、事業者や自治体によるごみ減量に向けた様々な取り組みが行われた成果という一方、容器包装自体の軽量化や景気低迷による生産量の減少といったことが、主たる原因ではないかとの研究発表もされております。また、2008年以降は、日本人の人口自体も減少しているなど、複合的な要因による結果、ごみ総排出量の方も減少傾向にあります。しかしながら、ごみの量は減っているものの、近年穏やかな減少傾向となっておりますことから、より一層のごみ減量に取り組む必要があると言えます。

このような状況の中、これまで当たり前とされておりました、生産から廃棄までの一方通行ともいえる流れにおいて、利用後に廃棄するのではなく、リサイクルする仕組みを構築することにより、一方通行型の経済社会活動から持続可能な形で資源を利用する循環経済、サーキュラーエコノミーへの移行が求められております。このサーキュラーエコノミーは2015年にEUから広まった概念です。従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量、消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて、付加価値を生み出す経済活動であり、資源製品の価値の最大化、消費資源の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもので現在、世界の潮流となっております。国においてもこのサーキュラーエコノミーを積極的に推進していくとされているところです。今後、区においても、各種環境政策や経済施策などを考える際には、サーキュラーエコノミ

一を意識した取り組みが重要となっています。

続きまして13ページのグラフは廃プラスチックの総排出量のグラフとなっております。廃プラスチックとは、使用後に廃棄をされましたプラスチック製品とその製造過程で出たプラスチックのかす、廃タイヤを含むプラスチックを主成分とする廃棄物のこととなります。すでにご存じの方も多いと思いますが、この廃プラスチックは世界規模で様々な問題を引き起こしており、その中でも廃プラスチックが海に流出する、海洋プラスチック問題は特に大きな問題の1つとされております。我が国においても、廃プラスチックの削減を進めており、グラフにもあります通り、多少の増減はありますが、棒グラフで示しております廃プラスチックの総排出量、こちら穏やかな右肩下がりで、一方折れ線グラフの有効利用率は右肩上がりとなっております。これは廃プラスチックの総量自体は減少傾向にある一方、排出された廃プラスチック自体の有効利用率が上昇していることを表しており、少しずつではありますが、そもそもの廃プラスチックを出さない取り組みや、排出された後のリサイクルの取り組みの成果が出ていることがわかります。プラスチックのリサイクルには3つの種類がございます。プラスチックを物理的な処理で溶かしてもう一度原料として使用いたしますマテリアルリサイクル。そして化学工場や製鉄所で化学処理をして、原料として使用するケミカルリサイクル。燃やして熱回収してエネルギーとして使用するサーマルリサイクル。こちらの3種類となります。日本では他国に比べ、サーマルリサイクルの割合が高いと言われております。現在区では、プラスチックは可燃ごみとしてサーマルリサイクルを行っていますが、本年6月、本審議会から答申をいただき、プラスチックの分別回収実施に向けた検討を本格的に進めているところでございます。

続きまして、東京都の主な取り組み、ゼロエミッション東京戦略と都が管理をいたしますごみの最終処分場の延命化、こちらの2点についてご説明をいたします。東京都では、大都市としての責務を果たし、2050年にCO2排出実質ゼロに

貢献するため、2019年5月にゼロエミッション東京を実現することを宣言し、そのロードマップとなるゼロエミッション東京戦略の策定をいたしております。その後、新型コロナウイルスといった感染症の脅威と一層深刻化する気候危機の2つの危機に直面したことを踏まえ、2021年3月、今こそ行動するとき、タイムトゥーアクト、これを合言葉にこの戦略をアップデートしております。この戦略自体は、あらゆる分野における環境負荷低減に関する取り組みが盛り込まれておりますが、本日は清掃・リサイクルに関連する分野の部分に絞ってご紹介をさせていただきます。

まず1つ目が、3Rの推進となります。2018年度で22.8%だった一般廃棄物のリサイクル率を2030年に37%にする目標が掲げられております。目標達成に向けました具体的な取り組みには、AIやICT技術などを活用した資源の有効活用の仕組みづくりが挙げられており、例えばこれまで人手に頼ってきた廃棄物処理リサイクルシステムにAIやICT、ロボスティクス技術などを導入し、作業を効率化するなどの取り組み、あるいはリサイクルルートが確立されていない太陽光パネル等の廃棄物、こちらの循環利用の仕組みの構築など、今後にかけての取り組みが挙げられております。このAIやICTを活用した取り組みにつきましては、区としても重要と考え、動向を注視しているところでございます。審議会におきましても、次回以降デジタル技術等を活用しました新たな取り組みなどについて、取り上げていく予定になっております。

2つ目はプラスチック対策になります。こちらは、家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を2018年度の約70万トンから2030年には約40万トンに削減することを目的にしております。実現に向けた具体的な取り組みといたしましては、使い捨てプラスチックに依存しないリユースやリペアといった事例の情報発信をはじめ、先進的な企業や区市町村と連携した取り組みなどを加速していくとされております。また、世界的な問題となっております海洋プラスチックにつきましても、国際連携等を含め、取り組みを進めていくこと

とされております。

3つ目は食品ロス対策になります。こちらは食品ロス発生量を2000年度比で半減することを目標としております。新たな技術を活用した発生抑制の取り組み推進や、消費スタイルの転換に向けた啓発、事業者や消費者巻き込んだ取り組みを進めていくこととしております。後程紹介をいたしますけれども、区でも食品ロス削減推進計画を昨年7月に作成しております。2030年までに、家庭及び事業所から出る食品ロスの量を2000年比で半減すること、区民・事業者の取り組みを促し、食品廃棄物のリサイクル率を向上させ、将来的に削減を目指す、という2つの目標を掲げております。

続きまして、東京都が運営をしております廃棄物埋め立て処分場、いわゆる最終処分場についてふれたいと思います。東京都では、江東区にあります中央防波堤付近にて、世田谷区を含めた23区や、後程説明いたしますけれども、東京二十三区清掃一部事務組合から、それぞれ委託を受けて廃棄物の埋め立て処分を行っております。この最終処分場は、清掃工場等で中間処理された廃棄物が最後に行き着く先で、処分方法は埋め立てとなっております。この処分場ができた当時、30年程度で一杯になると言われておりましたが、その後のリサイクル技術の向上等により、現在、中央防波堤の最終処分場は、50年以上は埋め立てが可能と推計をされております。しかしながら、埋め立てできる場所が限られているため、少しでも長くこの最終処分場を利用していくためには、さらなるごみ減量を行っていく必要がございます。以上が東京都の取り組み等の紹介となります。

続きまして、一般廃棄物の収集・中間処理について、23区共同で行うために設置した特別地方公共団体である東京二十三区清掃一部事務組合、通称、清掃一組についてご説明をいたします。23区のごみ量の推移をご覧ください。高度経済成長期に大きく増加をして、23区のごみ量は、その後バブル景気を境に減少傾向となっております。先ほど国内のごみ排出量のグラフをご覧くださいま

したが、国内全体では平成12年をピークに減少に転じていましたものの、23区内においては、平成元年をピークに減少に転じ、これにより、最終処分場への埋め立て量も減少が続いております。この理由といたしまして、東京都では、資源回収から再資源化までのルートが整備され、リサイクルが進んできたことや、平成8年度から事業系ごみが有料化され、事業系ごみの排出が抑制されたことなどを理由として挙げております。

続きまして清掃一組の役割についてご紹介をいたします。23区では、平成10年以前は、ごみの収集運搬や清掃工場、最終処分場の運営をすべて東京都が行ってまいりました。基礎的な地方公共団体としての位置付けを、23区は長年求めてまいりましたところ、平成12年4月に都区制度改革の一環といたしまして、清掃事務が東京都から23区に移管され、この際、収集運搬と清掃工場などの中間処理施設は23区が、最終処分場の運営は引き続き東京都が役割を担うこととされました。東京二十三区清掃一部事務組合は、23区の各家庭や事業所から出たごみの中間処理を行うため、23区が共同で設立をいたしました特別地方公共団体となります。

それでは引き続き23区と清掃一組、東京都の役割分担について説明をさせていただきます。まず、各家庭や一部事業所から出たごみを収集し、清掃工場などの中間処理施設まで運搬することは、23区各区がそれぞれ行っております。またごみ収集の案内や分別の啓発、リサイクルについても各区で行っております。

次に、各区が集めたごみは、清掃一組が管理運営する清掃工場において、可燃ごみは焼却され、不燃ごみや粗大ごみは、清掃工場とは別に清掃一組が管理する施設で細かく破碎し、金属などを取り除くなどの中間処理と呼ばれる工程が行われております。この中間処理は、最終処分場への埋め立て量を減らすための重要な工程となっており、23区はこれらの施設をそれぞれ独自に整備することは困難なため、23区が共同して清掃一組を設立し、その清掃一組が中間処理を整備運営することで、焼却や破碎処理など、23区内で発生するごみの中間

処理を効率的に行っております。中間処理を行った後に残る灰や不燃物は、東京都が管理運営をしております最終処分場に埋め立てられます。このように清掃一組は、23区から出された可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみなど、それぞれ適切に処理し最終処分場への埋め立て量を減らし、限られた最終処分場を少しでも長く利用するために必要となる中間処理施設の整備運営を担っております。

では次に、これら中間処理施設について、もう少しご説明をしたいと思います。23区内には、可燃ごみを焼却処理する清掃工場が21ヶ所ございます。先日ご見学をいただきました、千歳清掃工場もそのうちの1つで、世田谷区内にはもう1ヶ所、世田谷清掃工場がございまして合わせて2つの清掃工場があります。清掃工場は主に可燃ごみを焼却することで、害虫やにおいの発生を防ぎ、また焼却して排出することにより、容積を約20分の1まで減容化することで、最終処分場の延命化に役立っております。また、焼却の際に出た熱を利用した近隣施設への熱供給や熱を利用して発電を行い、清掃工場の稼働などに利用するほか、電気事業者にその電気を売り払うことなども行っております。世田谷区内の清掃工場でも、千歳清掃工場は千歳温水プールに熱供給を行っており、温水プールはその熱を利用し、温水プールの加熱や保温、館内空調などに利用しております。また砧公園内にあります世田谷美術館におきましても、隣接する世田谷清掃工場から熱供給を受けて、館内空調などに利用しております。

不燃ごみ処理センターは、江東区の中央防波堤と大田区の京浜島の2ヶ所がございます。不燃ごみの中間処理は大きく分け破碎と選別の場があります。初めに細かく碎き容積を減らした上で、不燃ごみに含まれる鉄やアルミニウムなどを資源物として回収し、不燃物は埋め立て処分をいたします。先日ご覧いただきました希望丘不燃ごみ中継所、こちらでは金属類や小型家電等を選別した後に残る不燃ごみ、こちらを清掃一組の不燃ごみ処理センターに運搬をしております。希望丘中継所での選別により不燃ごみ処理センターまで運搬する量を減らすことができる上、分別した金属などは売り払うことで、資源の循環を進め

るだけではなく大きな金額ではありませんが区の歳入ともいたしております。

粗大ごみ破碎処理施設は、同じく江東区の中央防波堤にございます。運び入れられた粗大ごみは、まず木製家具などの可燃系粗大ごみと、自転車などの不燃系粗大ごみに分け、それぞれ細かく破碎されます。可燃系粗大ごみにつきましては、再度清掃工場へ運搬搬送し、焼却されます。また不燃系粗大ごみにつきましては、鉄を資源として回収し、残ったものは埋め立て処分となっております。先日ご覧いただきました船橋粗大ごみ中継所並びに用賀粗大ごみ中継所は区の粗大ごみ中継所であり、中継所に一度集められた粗大ごみは、資源化できる金属類や羽毛布団、リユース可能なもの等を選別し、事業者引き渡しした上で、清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設に運搬をしております。

こちらは清掃一組が管理運営する清掃工場など、中間処理施設の場所を示した地図となっております。清掃工場は、例えば世田谷区内には2ヶ所ありますが、清掃工場がない区もあります。不燃ごみ処理センター2ヶ所、それから粗大ごみ破碎処理施設1ヶ所についても東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営をいたしております。以上が清掃一組のご紹介となります。

ここまで国や東京都、清掃一組についてご説明をさせていただきました。この後、区の現状について概要の説明をさせていただきますが、そちらも40分程度の説明となりますので一旦休憩を挟みたいと思います。10時55分まで休憩いたしますので、お時間までにお戻りください。よろしく願いいたします。

～～～休憩～～～

○管理課長 では再開させていただきます。ここからは世田谷区における清掃・リサイクル行政の現状と課題についてお話をしたいと思います。

32ページ、今後ご審議を行っていただくにあたり、ベースとなる概要的な内容といたしまして記載の6点にまとめております。

- 1、世田谷区の概要
- 2、一般廃棄物処理基本計画について

- 3、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた普及啓発
- 4、資源回収や資源化の取り組み
- 5、区民意識調査・分析
- 6、区の清掃・リサイクル行政の課題

本日は時間の関係でご説明できないところが多々あるかもしれませんが、次回以降テーマごとに改めて細かく説明をさせていただく予定になります。

では33ページ、世田谷区の概要になります。令和5年10月1日現在、人口は91万8,568人、世帯数は49万6,352世帯となっており、人口世帯数とも23区で一番多い自治体となっております。また、面積は58.05平方キロメートルと、23区では大田区について第2位の広さとなっております。予算規模につきましては、令和5年度一般会計当初予算で約3,620億円。人口1人当たりの予算にいたしますと約39万4,100円となっております。

次のページにいきまして、ごみの収集、運搬、処分、資源回収やリサイクルなどにかかる世田谷区の経費は、令和3年度決算で総額約115億5,974万円となっております。115億円の内訳ですが、円グラフにあります通り、ごみ処理にかかる経費が約61億4,000万で全体の約53%。主に可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみの収集運搬に係る経費となっております。そして資源リサイクルにかかる経費が約18億5,000万円で約16%、主に資源回収や中間処理にかかる経費となっております。そしてごみ処理、焼却埋め立て等、こちらは約35億7,000万円で約31%となっております。このごみ処理、焼却、埋め立て等は、主に清掃一組が運営をしております清掃工場や、不燃ごみ粗大ごみ処理施設などの運営経費を各区のごみ搬入量で案分して負担する分担金となっております。先ほどの金額約115億円を人口で割りますと、お年寄りから生まれたての赤ちゃんまで、区民1人当たり約1万2,600円程度の負担をしていることとなります。また、こうしたごみの処理から埋め立てまでの処理、資源の回収からリサイクル事業者に引き渡すまで、ごみ・資源それぞれの処理原価は、ごみ1キロあたり63円、資源1キロあた

り46円の経費を要しております。ごみの処理原価を63円とした場合、街中でよく見かけますごみ収集車1台で大体約1.5トン分のごみが積みられますけれども、この収集車両1台のごみ処理経費は約9万4,500円となっております。普段何気なく出されているごみ、これを適正に処理し、リサイクルを推進するために多額の経費がかかっております。今後は、区民の方に分別やリサイクルの一層の推進に取り組んでいただくために、実際に皆さんが出したごみがどう処理されているかだけでなく、どれくらいの経費が使われているのか、こうしたことについても知ってもらうことも重要となっております。経費の詳細については、次回以降ご紹介をし、経費の抑制といった視点も含め、行政が苦手としております一人ひとりの意識へのアプローチに関してもご意見等をいただきたいと考えております。

次のページは世田谷区清掃・リサイクル部の組織についてご紹介をいたします。組織といたしまして、当審議会の事務局となります管理課では、予算や、職員の安全衛生ほかを担っております。事業課は、資源やごみの収集体制の計画管理、普及啓発などを担当しております。そして日々の収集業務や、集積所についての相談業務、保育園や学校等での環境学習、高齢者宅等の玄関先などから資源やごみを収集する高齢者等訪問収集などを行っておりますのが、世田谷清掃事務所、玉川清掃事務所、砧清掃事務所、区内3つの清掃事務所となります。区の職員体制といたしますと、これらすべて合わせて約350名の正規職員のほか、非常勤職員となります会計年度任用職員で構成をされております。また、可燃ごみや不燃ごみ等のごみや資源の収集作業につきましては、非常勤職員も含めた区の職員のほか、民間事業者の従事者も相当数、従事する状況になっております。

次のページ、ごみとは何か改めて確認をしてみたいと思います。ごみとしてすぐに思い浮かぶものとして、可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみ、こういったものがあるかもしれませんが、ここでは法律で定めます廃棄物の定義をご

紹介いたします。法律で言えば、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物とされており、廃棄物の区分としては、まず、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類をされます。市区町村に処理責任がある一般廃棄物のうち、ごみは、さらに家庭系ごみ、事業系ごみに分けられます。日常生活の中で、家庭から出るごみは可燃ごみも不燃ごみの粗大ごみもすべてこの家庭ごみとなります。また、家庭だけでなく、事業を営んでいる場合は、事業所からの廃棄物が出ます。事業運営の中ででた廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に大きく分かります。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他法令で定める廃棄物と、20種類が限定列挙されており、これ以外の事業活動によって排出される廃棄物が一般廃棄物の中の事業系ごみとなります。繰り返しになりますが、一般廃棄物の処理は市区町村に統括的責任があり、一般的に区が行っているごみの収集運搬や処分などがあたります。また、事業系ごみと産業廃棄物につきましては、事業者みずからの責任において、収集、処分業者との契約などにより、処理することとなっております。なお、23区では、一部の事業系ごみについて、少量排出のため、収集運搬業者から契約が断れられるなどの事情もあり、特例的に区が有料で収集運搬を行っております。

次に、区が行う清掃・リサイクル事業すべてにおける基本となります、世田谷区一般廃棄物処理基本計画についてご紹介をいたします。市区町村は廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定することになります。この計画は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市区町村の区域内の一般廃棄物の処理に関して、中長期的な計画を定めるものになります。区の基本計画の基本理念は、環境に配慮した持続可能な社会の実現とし、基本方針は、区民・事業者主体による取り組みを推進する、拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する、環境へ

の負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する。以上の3つとし、区は区民・事業者が主体的にごみ減量やリサイクルに取り組める環境づくりや、意識向上などに力を入れて取り組むこととしております。また、当計画は区の上位計画となります世田谷区基本構想あるいは基本計画の理念や環境基本計画等とも調整を図り、策定をしております。現行の世田谷区一般廃棄物処理基本計画は、平成27年度、2015年度から来年令和6年度までの10年間について定めた計画となっており、令和2年度に中間見直しを行っております。計画では、ごみの減量について具体的数値目標を定めており、策定当初の計画では、基準となる平成25年度の区民1人1日当たりのごみ排出量の実績579グラムから、計画最終年となる令和6年度に492グラムまで減らすことを掲げておりました。その後、令和2年度に行った中間見直しにおきまして、それまでの取り組みの成果などを加味し、最終的な目標を482グラムと、当初の目標より10グラム減量し、現在様々な取り組みを行っております。目標におけるこれまでの実績については、後程ご紹介をさせていただきます。

また現行の計画では、先ほどの減量数値目標だけではなく、その目標達成に向け、様々な施策を定めております。施策の大きな柱といたしまして、

- 1、不要なものを出さない暮らしや事業活動の促進
- 2、分別の徹底とリサイクルの推進
- 3、安定的な収集・処理の推進
- 4、情報提供と意識啓発の推進

この4つの柱を掲げ、様々な施策を展開しております。なお4つの各施策と、SDGs目標は資料のように関連づけをしております。

これら4つの柱となります施策のうち、優先順位の高い発生抑制（リデュース）と、再使用（リユース）の2Rに特に力を入れております。これが施策1の不要なものを出さない暮らしや事業活動を促進する取り組みです。図では、施策1-1から1-4まで、4つの取り組みが書かれておりますが、これら施策1の具体的

な取り組みといたしますと、先日ご見学をいただきましたエコプラザ用賀のリユースコーナー、あるいはプラスチックごみの削減に向けたマイバックやマイボトルの利用促進、食品ロスの削減に向けた取り組みなどが該当いたします。とは言いながらも、実際に生活をしていきますと、どうしても不要なものや再使用できないものが出てきてしまいます。

そこで施策2、分別の徹底とリサイクルの推進に3つ目のR、再生利用（リサイクル）が関わってきます。資源となるものはなるべくリサイクルに回す、そのための分別をしっかりと行う。この施策2を進める具体的な例といたしましては、集積所での資源回収や資源の集団回収を行っている団体への支援、公共施設での拠点回収などが挙げられます。また、緑化廃棄物、選定枝などになりますけれどもこちらの再生利用の促進も行っております。

続いて施策3、安定的な収集・適正な処理の推進です。これら3Rの取り組みを行ってもなお、最後にごみとして処理しなければならないものについては、安定的な収集運搬と適正な処理が重要となります。取り組み例といたしましては、不法投棄を防ぐための看板設置や、分別をしっかりと行ってもらえるよう実際に分別ができていない集合住宅などを回り、分別指導等を行っております。

そして施策の4、情報提供と意識啓発の推進になります。施策の1～3を意味あるものとするには、区民や事業者の理解と協力が欠かせません。そのための必要情報の提供や意識啓発を行っております。具体的な施策といたしますと、ホームページや広報紙、アプリ、カレンダーなどを使った全体への周知から、事業者向けガイドブックや外国人向けガイドブックの作成・配布、また区内の保育園や小中学校を対象とし、清掃事務所の職員が講師となり分別やリサイクルの大切さなどを教える環境学習など、様々な啓発事業に取り組んでおります。またこれ以外にも、基本計画には様々な統計データや区の方針等が示されておりますので、もし今後お時間がある時にぜひ一度目を通していただくと幸いです。

続きまして、世田谷区における主な資源やごみの分別区分や収集方法に関するまとめとなります。現在区内には約8万8,000ヶ所の集積所がございます。近年、今まで近所の複数世帯が共同で使っていた集積所が分散化したこと、戸別収集が増加したことなどの理由で、集積所の数は、毎年約2,000ヶ所増加をしている状況になっております。次に収集方法といたしましては、品目により、集積所での回収、または区内の小売店や公共施設などに設置された回収ボックスに利用者みずから持ってきていただく拠点施設での回収に分けられます。可燃ごみ、不燃ごみ、また資源のうち、びん・缶・古紙・ペットボトルは集積所での回収、その他の資源品目はスーパー等の店頭や公共施設での拠点回収となっております。粗大ごみにつきましては、事前申し込みの上、指定した日付にご自宅前に出していただく戸別回収、あるいは集積所での回収となっております。集積所回収の収集頻度といたしますと、可燃ごみが週2回、びん・缶・古紙などの資源が週1回、不燃ごみとペットボトルが月2回となっております。

次に世田谷区の人口と区民1人1日当たりのごみ排出量のグラフとなります。人口は令和2年の92万2,000人をピークに一時的に減少していますが、全体としては右肩上がりで増えてきております。一方、区民1人1日当たりのごみ排出量は、逆に令和2年度に一時的に増えたものの減少傾向にあります。平成18年度669グラムから、令和4年度は518グラムまで、16年間で150グラム以上、率にして約23%減少しております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や巣ごもり、リモートワークなど、人々が家で過ごす時間が増えた結果、食事を家で取ることも増え、またこの時期に断捨離など部屋の片付けなどをした方も多かったことから、家庭から出るごみ量が増えています。コロナ禍による影響を除き、ごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、ごみの中にはまだまだ分別できる資源が多く含まれており、今後一層啓発を行っていく必要がございます。

ここまでの説明につきまして、皆様の方から何か確認や質問等ありますでし

ようか。また後程まとめて、質疑等の時間の方を設定しておりますが、現時点で何か先にありましたらどうぞお願いいたします。

特にないようですので、説明を続けさせていただきます。

続いて、実際に家庭や事業者から出るごみの中身についてです。区では毎年、家庭・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査を行い、可燃ごみや不燃ごみの中身がどのようになっているのか、ごみの中身の構成と重量を調べております。調査の目的や対象、調査世帯数などは記載の通りとなっております。

45ページの表は、実際の調査結果を平成24年度から一覧にしたものとなっております。表の最上段、赤枠内の可燃系資源、不燃系資源という欄をご覧ください。これは可燃ごみの中に、それぞれどれだけの資源物が含まれているかをパーセンテージで示したものとなっております。表の左側、平成24年度は可燃系資源、例えば紙や雑誌などが約22.2%。不燃系資源、例えば金属類や小型家電が0.4%。その後多少の増減はありますが、令和5年度の調査では、可燃系資源が22.1%、不燃系資源が0.2%となっており、この10年間ずっと、可燃ごみには分別すれば資源となるものが約20%前後含まれているということがわかります。区ではこれまでも、分別の徹底やリユース、リサイクルの取り組みを啓発してきておりますが、今後はこの残り20%の部分をいかに分別してもらえるか。ごみ減量とリサイクル推進に向け、これまでとはまた違う啓発の工夫が求められていると感じております。また、この表の中段には容器包装プラスチックと製品プラスチックの欄がございます。今年6月に、本審議会から答申をいただいたところですが、プラスチックの分別回収が開始されれば資源となるプラスチックが、現在可燃ごみに18%ほど含まれていることがわかります。今後プラスチック分別回収をスタートする際には、資源となるプラスチックの分別について、住民の方の協力をいただけるよう働きかけ、なおかつ関心や行動を引き立てる取り組みが重要となっております。

続いてのグラフは可燃ごみ、不燃ごみそれぞれの組成の中から、そこに含ま

れる資源の割合を経年にグラフにしたものになります。先ほどの表は令和5年度までの実績を掲載しておりましたがこちらは令和4年度までの数値の推移となっております。青の三角印が可燃ごみ、赤の四角印が不燃ごみ、それぞれに含まれる資源の割合となっております。まだまだ多くの資源が可燃ごみや不燃ごみ、いずれにもまざって出されていることがおわかりいただけるかと思えます。

続いて、今年度実施いたしました家庭ごみの組成分析調査から、可燃ごみの内訳を確認したいと思います。円グラフの右上、赤い四角で囲んでおります。そちらかあるいは左の内訳をご覧くださいますと、新聞や包装紙など、分別して資源回収に回すことができる可燃系資源、これが22.1%を占めております。本来、きちんと分別すれば資源ですので、分別することでその分ごみの減量に繋がり、さらにリサイクル率の向上を図ることができるものになります。

次に、可燃ごみに含まれる生ごみの内訳になります。資料の表と円グラフ。これは可燃ごみの中に26%あります生ごみを100としたときに、その内訳を見たものになります。未使用未開封や賞味期限が切れてしまった食品など、利用されずに直接廃棄されたものが17.1%。食べ残しについては12.2%となっており、一般的にこの直接廃棄と食べ残しが食品ロスと言われますが、生ごみ全体の約30%を占めており、食品ロスについても、相当の取り組みの余地がございます。また残りの70.7%は野菜の茎や魚の骨、卵の殻といった調理くずとなります。調理くずは水分が含まれている場合が多いので、その分重くなっており、ごみとして出す前にぎゅっとひと絞り、あるいは水切りをしていただくだけで、可燃ごみの量を減らすことに繋がります。

続いて不燃ごみの内訳になります。不燃ごみの中には可燃物が10.7%含まれております。そのうちの約6割が製品プラスチックとなっております。また、缶やびん類などの不燃系資源も5.4%となっております。またこちら不燃物81.8%、この中には、金属、陶磁器、ガラス製品、小型家電などがほとんどを占めてい

る状況になっております。こちら分別をし再利用に回すことで、やはりごみ減量に繋がっていく可能性が高いものとなっております。

ここまで可燃ごみと不燃ごみについて説明をしてまいりましたが、続いて資源回収についてご紹介をいたします。まず50ページの右側、こちら世田谷区の資源回収量の推移のグラフとなります。棒グラフが資源回収量、折れ線グラフはリサイクル率を表しております。区では資源ごみ集積所で資源分別回収を開始したことにより、平成12年度に資源回収量が大幅に増加をしております。以後、増減はあるものの、資源回収量、リサイクル率とも大きな変化はなく、概ね横ばいで推移をしております。回収しました資源につきましては、資源の種別ごとに中間処理施設に運ばれ、必要な処理を行った上でリサイクル業者へ引き渡しております。一例となりますが、集積所から回収し、リサイクル事業者へ引き渡した古紙は種類ごとに分けて大きく束ね、ミキサーで溶かして細かくいたします。その後インクやごみの取り除きなどの工程を経て、新聞や段ボールトイレットペーパーなどに再生されます。また、集積所から回収いたしておりますペットボトル、こちらは見学の際に施設をご覧いただいたように、ボールと呼ばれる大きな固まりにし、その後処理施設にてごみを取り除き、細かく砕いた上で、リサイクル工場などで洋服やボトル製品、ペットボトルなどに再生されていきます。集積所による拠点回収以外にも、区では様々な方法で資源の回収やごみの資源化に取り組んでおります。例えば町会自治会、集合住宅など、地域の団体が自主的に古紙やびん・缶などを回収し、資源回収業者に引き渡す集団回収を支援しております。回収量に応じて、区から団体に対し報奨金を支給しており、団体の活動などに利用されております。なお、令和4年度末の時点で、区内604団体が資源回収を行っております。また、町会自治会やリサイクル活動団体により、区内各地で古着の回収が定期的に行われております。回収された古着のほとんどは、アジア諸国などに輸出され、衣類として再利用されるほか、木綿素材などは古着の多くは、工業用ウエスとして再利用をされ

ております。さらに区では、収集した不燃ごみの中から、蛍光灯や小型家電、金属など、資源化可能なものについて、種類ごとに分け、それぞれ専門のリサイクル事業者に渡しリサイクルを行っております。粗大ごみにつきましては、そのままの状態のリユース可能なもの一部につきましては、エコプラザ用賀のリユース事業に利用しているほか、金属類についても選別し、事業者に引き渡しを行っております。また、平成30年4月から羽毛布団についてもリサイクルを行っております。先ほど述べましたエコプラザ用賀のリユースコーナーでは、粗大ごみからピックアップをしたもの以外にも、区民の方が家庭からお持ちになった電化製品や家具などを希望する方に無償または有償で譲渡をしております。

区ではごみ収集やリサイクルにこれまでも様々な取り組みを行ってきていますが、さらに進めていくためには区民・事業者の方の一層の協力が欠かせません。そこで、ごみの減量やリサイクルの推進に向け、区が現在行っている啓発について紹介をいたします。まず分別の徹底に向けた各種周知になります。主に区のおしらせやホームページ、資源とごみの収集カレンダーの配布、分別アプリ「さんあ〜る」などにより、情報発信をしております。資源とごみの収集カレンダーは毎年11月頃に区内全戸約58万部ほど配布を行っており、地域に応じた収集曜日が記載をされたカレンダーは、分別の種類や正しい排出方法、ごみや資源として出せないものや、拠点回収実施場所の一覧など、分別方法からリサイクルの情報まで、わかりやすく掲載したものとなっております。また、分別アプリ「さんあ〜る」は民間会社が提供するもので、登録すると収集日をお知らせする機能がついたアプリで、現在の登録者数が約5万人となっております。その他、区の公式LINEでも、本年2月から資源収集日をお知らせする機能を追加し提供しているところです。なおこちらのお知らせ機能の登録者数は、残念ながら現在約6,300人ととどまっております。その他にも清掃事務所で収集を行う中で、分別ができていないごみ袋には、警告シールを貼って取り残すこと

で分別徹底を啓発することや、適正な分別がなされていない集積所などを訪問し、利用者に正しい分別方法を指導するなど、直接現場に出向いた啓発活動を行っております。

次にごみ減量に向けた普及啓発としましては、普及啓発施設の運営、それから保育園や学校などを対象とした学習事業の他、各種講座などを行っております。普及啓発施設では、先日ご覧いただきましたエコプラザ用賀とリサイクル千歳台の2つの施設を有しております。エコプラザ用賀では、リユースコーナーや資源の拠点回収を行い、リサイクル千歳台は、ごみ減量やリサイクル活動などを行っている団体の活動や発表の場の提供、ごみ減量やリサイクルに関する講習会などを実施しております。また、清掃事務所の職員が講師として、保育園や学校で児童たちにリサイクルの大切さや収集されたごみや資源がどのようになるのか、正しい分別方法などについて知ってもらう環境学習も行っております。中が見える清掃車、通称「カティ」を使った収集体験、こちらが児童たちに特に人気となっております。写真一番右下が、中が見える清掃車両になります。他にも、生ごみの減量講座や生ごみ堆肥を活用した野菜づくり講習会などを行い、可燃ごみの約3割を占めます生ごみの減量に向け、区民・事業者の取り組みの促進を図っているところでございます。

次に食品ロスの削減の取り組みについて説明をいたします。世田谷区では、国の食品ロスの削減の推進に関する法律の施行を受け、令和4年7月に世田谷区食品ロス削減推進計画を策定いたしました。食品ロス問題をより身近に感じてもらえるよう、啓発用にマンガ冊子の作成配布など、身近な取り組みとして行っております。またご家庭で余った食品、これにつきましてはフードドライブの実施をしております。現在、区内の公共施設や一部のコンビニ合わせて11ヶ所で常時受付をしている他、一部イベントでも実施をしており、昨年度実績は1万1,129キログラム、集まった食品につきましては、世田谷区社会福祉協議会を通じてフードパントリーなどに活用されています。さらに区では食品ロス削減

や、プラスチックごみ削減に積極的に取り組む店舗について、世田谷エコフレンドリーショップとして認定し、区のホームページで店舗の取り組みを紹介するなどの支援を行っております。他にも、食品ロスや地球環境への理解を深めることを目的に、食品ロス削減推進デジタルポスターコンクールの開催などを行っております。

続きまして、55ページの資料は今年度、世田谷区が実施をいたしました環境に関する区民意識実態調査の概要版から抜粋したごみの減量やリサイクル行動についての設問と回答の内訳になります。調査結果は、買い物時のマイバックスの持参や、生ごみの水切り、ごみ資源の分別の徹底について、7割を超える方がいつでも行っていると答えをいただいた一方、商品の手前取りをいつでも行っている方は約30%、リサイクルショップやフリーマーケットを利用している方は12.7%にとどまる状況がございます。各項目において、これから行いたい、行うつもりはないといった方も一定数いらっしゃり、この辺りからも今回の諮問のテーマでもあります、区民・事業者一人ひとりの行動変容を促す取り組みの余地があると考えております。

ここまで世田谷区の現状や取り組みを紹介してきましたが、今後さらにごみの減量やリサイクルを推進していくためには、課題が山積しております。現在の一般廃棄物処理基本計画で目標としております、区民1人1日当たりのごみの排出量目標までは、現在518グラムと目標まで36グラム乖離している状況となっております。ごみの減量には、環境や資源、ごみ問題に興味を持ってもらい資源とごみの分別を徹底してもらう必要がございます。また、生ごみの減量や食品ロス対策に向け、さらなる取り組みも必要となっております。さらに不燃ごみや粗大ごみとして排出されたものの資源化を一層進め、ごみ量を減らす必要もがございます。例えば、エコプラザ用賀でのリユースの取り組みをきっかけに、リユースショップの活用などリユースの促進を求められているところです。加えて、新たな資源品目の分別回収に向けた準備の必要もがございます。ま

た、人員や経費についても、昨今の労働力不足を受け、今後も安定した収集体制の構築は、これまで以上に大きな課題となっております。ご紹介しました通り、清掃・リサイクル事業は、多額の経費を要しております。物価や人件費も上昇する中、より効率的、効果的な事業運営や啓発に取り組み、ごみの発生抑制、処理量の減少を進め、経費の抑制も必須となっております。これらの課題に対して、これまでも取り組みを進めてきてはおりますが、循環型社会に向け、一層のごみの減量とリサイクルの推進を実現するためには、これまでにない新たな取り組みも必要と考えております。その方向性といたしまして、区長からの諮問にもございましたが、デジタル技術や経済的手法も活用し、例えば、ごみ減量活動へのインセンティブの設定、関心の薄い層への効果的な働きかけなども含め、区民・事業者一人一人の行動変容を促すような新たな取り組みについて、審議会でご議論をいただきたいと考えております。

それでは次回以降、現在区が取り組んでおります具体的取り組みや啓発などについては、説明をさせていただく予定になりますので、今後、区民・事業者の行動変容の働きかけ、ごみ減量に向け、区が取り組むべき施策について議論の方をお願いするものでございます。ここまで、非常にかけての説明となりましたが説明の方は以上となります。

ここで休憩のご予定をしておりましたが、時間もよろしければこのままあと30分程度進めさせていただいてよろしいでしょうか、会長。

○会長 はい。

○管理課長 では続けさせていただきます。説明の方は以上となりますので、会長、進行の方をよろしく願いいたします。

○会長 はい。ご説明ありがとうございました。まず、質問等またこの後も出てくるかと思っておりますので、そういったものがございましたら、次回までに事務局へ伝えていただくことといたしますのでご連絡いただければと思います。

それでは、今のご説明を踏まえまして質疑応答と意見交換ということになり

ます。各委員よりご意見いただきたいというのが、事務局の方からのご希望でございます。先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、1人3分っていうのはちょっと難しいかもしれませんが、せっかくですから、ご意見をいただけたらと思います。

○管理課長 質疑応答と意見交換の時間となりますけれども、画面には、今後の議論に向け、皆様にお話をしていただきたいこと、ちょっと例示として挙げさせていただいております。本日の説明を受けて、次回以降、もっと詳しく聞きたいと思われたポイント、あるいはご自身が日常生活の中で、普段感じられているごみの問題、またはご自身あるいは団体等で、こういう減量やリサイクルというこんな取り組みをしていますよといったようなご紹介等でも構わないと思っております。あるいは前回の施設見学の感想等々いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員 はい、〇〇です。ごみに関しては、以前の審議会でも結構意見は言ってきたので、私の意見はそれだというふうに思っていて、減量することは非常に大事だなと思っているんですけど、先日清掃工場の見学をした後に、世田谷区民の方々に私が関わっているNPOがあるんですけど、その人たちが清掃工場の見学を自分たちで企画をしていて、すごい疑問をいろいろ感じて帰ってきたっていうのは私も結構、共通して感じる場所だったので、それについてちょっと議事録に残せたらいいなと思って発言をしたいんですけど。例えば埋め立て地があと50年っていうことに対して知らなかったこと、もっと自分で何ができるのか考える機会にしたいと思ったとか、いろいろ気づくことあったんですけど、実際に世田谷の場合はこんなに近くに清掃工場があるけれど、清掃工場と何か区民が連携してできる機会をつくれないうのかなと思います。結構積極的な方もいらっしゃるんで、そういった希望をどう考えていくかっていうのはすごく大切だと思います。あと私が見学したときは、写真撮って、SNS発信で駄目なんですかね。見学された方はSNS発信が駄目ですよって言われたそうなんですけ

れど、それに関して、なぜそのごみを減らそうと思って積極的に発信することが駄目なんですかと。そういうことをおっしゃっていて確かにそうだなと思いました。いろいろなごみ見せてもらって、ペットボトルに混ざって出るごみとかいうのも、やはり発信すること、今回の説明でSNS発信をしていくっていうことも課題に挙げられていたので、その辺ちょっと周りにいる人たちの考え方とか希望とかを聞きながら、ここでいろいろと発信していくことができればいいかなと思います。すいませんもう1個だけ。ごみを分別とか減量するときの教育を私が受けたことが多分一度もなく、小学校のときとかにやっているかもしれないんですけど、やっぱり引っ越しも結構する中で、住民票出したときに、何かしら5分でも10分でも、そういう教育を受けられる機会があるといいなっていうのはすごい感じるんですよ。どれぐらい洗ったらいいかとかわかんないんですけど、どう分別したらいいとか、どの程度みたいなところを一言もらえるとちょっとやってみようかなって思います。子育てとかってすごくいろいろ情報もらえるんですけど。そういうふうに感じています。

○副会長 ご説明ありがとうございました。いくつか質問というかこれからの論点整理ということになると思います。1つは容器包装プラスチックについて、国の方針として2030年までに60%マテリアル・ケミカルリサイクルしますと言っています。国の方はほとんどノーアイデアで目標だけ言っているだけです。やっぱり重要なのは現場ですので、東京都さんなり世田谷区さんなりで、具体的にどうやって持っていくのか、その辺の考え方というのをこれから示していただくなり更新できればいいかなと思っています。あとは、製品プラスチックについては、今回事故もありましたけれども、グラフで見ると結構ポテンシャルがあるので集める必要があると思います。何でもかんでも集めるというのはまず、よその自治体でやってるようにプラスチックだけでも、例えばハンガーとかポリバケツだとか、そんなものから始めて、最初にとにかくやれるところからしっかりやっていくことが重要ななと思いました。あとは生ごみも、

これ私のつくば市についてもそうですが住民から多分リクエストはいろいろあると思うんですけども、実際に集めるのは非常に難しいのは理解しています。ですからこれも、例えば給食センターみたいなのがあるかどうかちょっとわからないんですけども、そういうふうな比較的集めやすいところからやる、全くやらないというよりは何か区として努力を見せることが重要だと思っています。あとは粗大ごみの話も、区の収集に出されているようなんですけども、例えば引っ越し屋さんとかとタイアップするとかですね、そうすると比較的効率よく集められるという話を伺っていますので、そういうのもやられると面白いかなと。それもデジタルを使うとより良くなりますので、そういうのが重要かなと思っています。やっぱり住民への説明、その辺は行政の方も十分承知してらっしゃると思いますけども、説明っていうのがとても重要で、例えば昔、容器包装の回収が始まる時、ある自治体は何十回、何百回と説明してやったと。それ行政がとても大変なのは十分知っているんですけど、やっぱり説明というのがとても重要です。住民の協力がとても重要ですので、その辺のご努力というのを、これからもぜひお願いしたいと思います。以上です。

○委員 ○○です。私どもやっぱり、この一番最後のページに、次回予定のということがあるんですけども、これやっぱり一番最後ですね、これに尽きるんじゃないかなという感じがします。効果的な啓発方法とか関心を持ってもらえるかとか、減量に繋がる行動ですね。この辺がやっぱり一番悩んでいるところでございます。あとその一環となるのかもしれませんが、特にマンションなどの集合住宅で特に管理人がいないところですかね。あそこのごみの出し方はもうめちゃくちゃなところが、いくつかあります。当然散乱していたり、分別もされてないというのがあります。またこれからの時期、特に2月、3月、4月ぐらいですかね引っ越しのシーズンになると思うんですけども、このときはですね、要するに、粗大ごみの不法投棄っていうことになるんですかね。結局当人は、引っ越しですから当然いなくなっちゃいますので、もう責任もないと。

置いて行けば誰かが、整理してくれる処理してくれるだろうっていうことだとは思いますが、そういうのがかなり見受けられて苦情になっているというのがございます。それで我々、今何をしているかっていうことでございますけども、ごみを減らす方法としましては、買い物に行く前にこれはもう自分自身の家内にも言っていることなんですけども、買い物をするのにやっぱりメモして行こうと。それから献立を立てて行こうと。そうすると食品ロスにも繋がるということなんかもやっているんですけども、なかなか、やはり特売だとかそういうのを目の当たりにしますと、時間を使ってですね余計なものを買ってしまうというのが現状なんですけども。この辺ももう少しやっぱり周知していくことがあるのかなというふうに今感じております。あと取り組みとしては、町会等含めまして施設見学をやったり、今月5日には、埼玉県なんですけども彩の国資源循環工場というところにバスで行って参りました。それとこの間も、見学をさせていただきましたけど、エコプラザ用賀の方もですね、リニューアル直前だったんですけどそこにもちょっと見学をさせていただいて、タイムリーに今年はどういうとこいったらいいかなっていうことなんかも考えながらやっているつもりでございます。あと地域でいろんなイベントがありますね。今日駒澤大学の先生もいらっしゃいますけども駒澤大学でいろいろとイベントがあったり、区内の公園でイベントがあったりします。そこに啓発ティッシュっていうものを持って行って配っているっていうことが年5回ぐらいあります。あと古着や古布の回収につきましては、大体各町会でも年2回ぐらいは、平均してやっているのが現状です。いずれにしても、私も町会もちょっと絡んでいますし、その辺で啓発活動をどうやっていこうかというのは悩みの種でございます。もう少し回覧版等を使ってきめ細やかにやっていくのがいいのかなっていう漠然とした考えしかまだありませんので、次回以降また勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。雑駁でございますが、以上でございます。

○委員 ○○と申します。私たちの世田谷区消費者団体連絡会でやっている取り組みをちょっと紹介したいと思いますが、コロナ禍がありまして、ほとんど活動はしてなかったんですが、そのコロナ禍中も場所が取れた間は、衣類のリユース会っていうのを年間6回奇数月に行って参りました。もうほぼ16年、休みなくずっと続けておりまして、衣類のリユース会を、本当に心待ちにしてリユース会に参加できる方々がたくさんいらっしゃるのを見まして、本当に物を大切にしないといけないなと感じます。それから高齢者の方の居場所づくりにも貢献しているかなと思っています。お茶を用意して、そこで友達に会ってゆっくりして帰っていただくっていうようなことをしています。コロナ後、今年初めて9月に「プラスチックの海」っていう上映会をさせていただいて、90分だったんですけれども、結構たくさんの方に参加していただきました。それから、またちょっと話が変わりますが、私の娘が名古屋から11月末に引っ越してきたんですね。名古屋はごみの分類および回収が徹底していきまして、燃えるごみから燃えないごみから捨てる袋の色から全部違うんですね。回収日に違う種類のごみが出されていたら回収しない。参考になるようその袋を持ち帰っておりますので、もし必要であれば次回お持ちいたします。ただ引っ越しする人はとても大変で、私も何度か行きました、びんから全部もう本当に綺麗に出してきましたし、○○委員がおっしゃったようなご迷惑かけることもなく、管理人さんは一切関知しないのですが、捨てる方もきちっとしていました。世田谷区に戻った娘はびっくりしていました。ごみを込み込みで、雑駁にプラスチックのボトルとか、燃えないごみとか処分していましたので。プラスチックごみが、私たちの生命を脅かしつつある事、環境のことを考えますと、本当に安易な気持ちではられません。ごみ処理は必ずお金がかかるんだっていうことを肝に銘じて、出来るだけ少なくしていかなければと思っています。どうも長くなりました。

○委員 ○○と申します。この間の施設見学会に参加させていただいて、こちら

に感想を取り上げてくださったんですけど、とても衝撃だったのは、大きな大きな焼却炉がたった1つのごみで、ごみの捨て方が悪くて止まってしまったというそういう事実を聞いて、本当にごみの出し方っていうのは気をつけなくちゃいけないなって思いました。実際に目で見るというのはとてもいい機会だなと思いました。啓発活動はいろいろあるんでしょうけど、町会にも属しておりますが、いろいろと見ることも大事かなと思いました。いろんな点で啓発活動をしなくちゃいけないかなと思います。ごみの出し方1つも、やはり集合住宅、アパート関係のところを見たりする、本当に散乱していることが多くって、私の家の近くでもそういうことありましたし、何とかしたいなと思いつつ、なかなか直接注意することができないので、もどかしい思いをしております。それから先ほど〇〇委員がおっしゃった地区によって全く違うということ。うちの夫は島根県に住んでおられて、そこから実家に帰って戻ってきましたが、もう大変違うことに驚きました。とってもとってとて厳しいんですよ。そしてやはり袋も全部買わなくちゃいけないし色違うしという、地区によってこんなに違うんだなっていうことを思いました。その中のどれか1つでも、実際に世田谷区でも何かこう変えていくところがあったら、啓発活動になるのかな。お金がかかるとかいうだけでも随分意識変わりますよね。そんなことを考えました。以上です。

○委員　〇〇です。先日私も工場見学をさせていただいたんですけど、見学するっていうこと自体が初めてだったので、すごい参考になりましたし、動くというふうな形で、リサイクルもそうですしそこに関わっている事業者さん含めて、どういう動きをしているのかっていうのを見ることがすごく身近になることで、そのプロセスに関わることで、そのリサイクル活動とかごみ清掃活動が身近に感じられてすごくよかったなと思います。やっぱり子供とかっていうのは、学校で工場見学とかさせていただいていると思うんですけど。結構高校生ぐらいになって、PTAでもどこかそういう施設とか減量しようっていう活動

が出てきたりするので、やっぱり保護者の目線でも、そういう活動で工場とか見られたらいいなど。それがまた啓発活動に繋がっていけばいいなと思います。あとは結構、世田谷区内にもたくさん大学とか教育機関があると思うので、その大学生がボランティア活動みたいな形で、そういうリサイクル活動に関わっていただいて、それを結構中学校でもボランティア活動とかあるんですけど。中学生だったりとか小学生だったりっていうところの啓発活動と一緒に参加していただくっていうことで、何か大人だけじゃなくって、小さいときから活動するっていうことで全世代型の参加の学習に繋がっていくんじゃないかなと思います。あとはですね、私自身が直接関わってるわけではないんですけど、その会社の方で、フードパントリーみたいなことをやってるんですけど、その何ヶ月間の賞味期限がある回収されたものを、その困窮してる方たちとかに渡すようになるんですけど、その期限がもっと短いものとかってというのは、受け入れができないとかってあるじゃないですか。ただそういうものに関して、例えば世田谷区のフードドライブとか、回収してますってもののぼりは立ってるんですけど、本当に今困っている人ってというのはその場で受け取ってもいいようなシステムとか、そういうサイクルがあったら、その賞味期限がすごく短い商品に関しては、もらってもらえるというか、フードロスにならないようなシステムができるんじゃないかなって思うので、そういうところを発信して、今困っている人には例えばそののぼりの立ってるところで、渡せるようなものがあるよっていう形で、ごみの食品ロスの削減に少しでも貢献できるような形があったらいいなっていうふうに思います。あと外国人の方のごみ出しの仕方がうまくいかなかったっていうのをちょっと見たことがあったので、外国の方も含めて啓発できるような方法がないかなっていうのもちょっと思っています。以上です。

○委員 ご説明ありがとうございました。世田谷工業振興協会として事業所で来ておりますので事業所は事業所の責任でっていうことで処理をさしていただい

てますので、ちょっと個人としてのお話をさせていただくとですね、今ご説明の中で、いろいろ廃棄物の中で、特に生ごみ的なもので全体の26.9%。直接廃棄とか食べ残しとかっていうのもあるにしてもですね、調理くずがそのうちの70%ということを見ると、今後、その辺に解決策っていうのは何か求めることっていうことも必要なのかなっていうのと、行動変容って言ってですね、ライフスタイルとか生活習慣から変えないと、そこは難しいんだろうなと思うんです。であれば、何かそれに対する方策っていうのを、やれるかどうかで、例えばこれあまりちょっと漠然的に話が可能かどうかはあれですが、ディスポーザーっていうのはどうなんですかねと思うんです。世界と比べると日本の国内での普及率3%ぐらいですが、ディスポーザーをすると今後は他にいろんな問題が出てくると思うんです。下水処理の問題とか、詰まってしまったりとか、その辺の処理がちゃんと整備しなきゃいけないのかっていう問題が出てくるかとは思いますが、ただ清掃工場さんの方でもですね、先日、見学させていただいてやはり水分を少しく置いておいて、なくしてから燃やすんだとか、いろんなことを考えると、調理くずは一般家庭だけではなくて、食堂やレストランでも出てきますし、そういうところに補助金を出して、ディスポーザーを設置させるってのはどうかなって、余りにも大それた話かもしれませんが、ただ太陽光発電等も補助金だして、各家庭あるいはいろんなところでやられてる、日本中でいろいろやっているとは思いますが。そんな関係からすると、少なくとも生ごみは形成処理できないものなのかなあっていうふうにちょっと漠然と考えた次第であります。そんなことから、どっちにしても最優先では、抑制ということを見るとですね。どうやったらごみを減らせるかっていう意識改革って言いますか、それを区民、都民、日本中でですね、ライフスタイルの意識っていうのを変えていくしか少なくするということはなかなか難しいのかなっていうのを、今日お話ししたところで感じた次第でございます。以上です。

○事務調整担当係長 ありがとうございます。それではですね本日オンラインでもご参加いただいているお2人にもお伺いできればと思います。○○委員いかがでしたでしょうか。

○委員 はい。聞こえますでしょうか。それではいくつかちょっと提案と質問とさせていただきます。1つはですね大災害が起きたときに、ごみの処理って大変ですよね。これに対応できるようなことが我々の審議会でもですね、検討できるような気がするんですが、そういったものの抽出はおやりになっているのでしょうかということが1つ。それから、我々が使ういろんな家庭内の道具だとか、ものについて新規生産を行うものに関してですね。例えばプラスチック使うところを木製にしたり、土中で解体する材料にしたりですね。そういうものを業者に指導するというのも、審議会として提案してったらどうなんですかね。やっぱりすぐできるものはね、審議会が終わるまで待っているっていうんじゃないくてすぐやっちゃった方がいいと。なんか私ほかに審議会2つ抱えていますけれども、どうもね世田谷区は周知徹底がものすごく下手。もうね、何でそれすぐやらないの。この間も区長に申し上げましたけどね。例えば区民の行動変容も大事です。我々も変わらなきゃいけないのはわかりますけれども、区の職員の人たちでそういうことをやらなくていいの。区の職員の人たちがね、周知徹底に対して、例えば区のまちづくりセンターのところに回収ボックスが置いてあります。だけれども品目が一定じゃないんですね、このまちづくりセンターではこれはないとかね。そんな感じがこの区内であるような気がしますね。同じボックス、同じ格好のボックスをそろえてちゃんと置いておいたら、回収ボックスの区分なんか非常にうまくいくんじゃないかというふうに思いますのでよろしくをお願いします。それからさっき見学に私も行きましたけど、ペットボトルのベール。あそこにね、虫がいっぱい来ているよねっていう話がありましたけど、私もそれすごく感じました。あれみんなミツバチなんですよ。それでミツバチを近くで飼っておられる方がいるとしたら、あそこミツバ

チを除外するために例えばミツバチを殺してしまうなんてことはやらないほうがいいのか。そういうところはやっぱりきちっと調べたほうがいいのかと思います。はい。以上ですよろしく申し上げます。

○管理課長 質問をいくつかいただきました、まず災害廃棄物の関係です。これに関しては、区全体でも今大きな見直しをしているところでございます。私たち清掃セクションといたしましても災害廃棄物の処理、これは区だけではなく、23区全体、あるいは関係事業者等の協力等も必要になってきますので、まさにそれを含めて改定の準備を進めているところです。いろいろな国や東京都からの講演会等々も含めて、より何が現実できるのか、実際に発災後72時間、あるいはそれ以降の清掃の部分ですと、ごみの収集、あるいは一般的などころでいくと復旧復興とかっていうところのタイムラインも含めて、今また改めて見直しをしているところであります。災害廃棄物に関してはちょっと今回の審議会のテーマではございませんので、またそれは区の方で独自に災害はいつやってくるかわからないというところで、具体的に検討を進めているところになりこれは途中経過というところになります。

○委員 ちょっといいですか。災害対策に役立つようなリサイクルとかね。清掃も含めて、そういうものがこの審議会で検討されてもいいんじゃないのという質問ですから。災害に関してという災害時に発生したごみの処理についてのことをやっておられるっていうのは私も知っています。だけどせっかくこの審議会があるんですから、リサイクルを進める段階でね。大災害が起こったときに、こういうリサイクルのやり方をやっていると役に立つよね。だからそれ優先度あげようか、そういうようなことも必要ですよ。

○管理課長 はい。まさしく今お話もあつた通り、災害に遭ったときに出てくるものを減らす、あるいは使えるものを活用しながら、復旧復興に向かっていくということが非常に重要だと思いますので、そういった部分について、他の自治体の取り組みとかを見ながら、これは審議会に限らず、そういったものに関

しては情報発信、災害セクション等も含めて、何かこうできるものから進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほどいただきました、区の職員等を含めての率先行動というもの、これに関して私たちも本当にその通りだと思っておりまして、清掃部門だけではなく、まちづくりセンターや他の施設等も含めて、やはり区民の方に協力をいただくというような働きかけをしていく中では、まず見本といいますかそういった例を見せていくというものも非常に大事だと思いますし、それを進めていく中で、またいろんな見直しの点とか改善っていうところも出てくるかと思しますので、区としての率先行動というのは、非常に大事だと思いますし、それを進めていきたいというふうに考えております。以上になります。

○事務調整担当係長 はい。それでは最後、○○委員いかがでしょうか。

○委員 はい。ありがとうございます。私からはもう時間もないみたいなので2つだけ言わせていただきます。1つはですね、私が所属している世田谷環境学習会っていう任意の団体なんですけども、さっき出ました世田谷エコフレンドリーショップっていう、清掃・リサイクル部が取り組んでいる事業の1つなんですけども、これが私すごくいいなと思ったんですね。地域の活性化っていうか地域の店がやっていることを区が周知をして行ってみましょうよっていうような感じの取り組みで、その目的は、食品ロスとプラスチック削減の2つなんですけども、例えばある商店は、ジュースを頼むとストローがないんですよ。スーパーでは手前取りのこととかね。それから量り売りってなかなかスーパーでは難しいんですけども、ある商店ではやっているとかね。ちょっと細かい話もしたいんですけども、とにかくこの取り組みって地域の商店が、少しずつ減ってる状況がありますよね。自宅の近くに尾山台商店街ってのがあるんですけども、そこもあそこにあったお店がなくなったりとか、お年寄りが来て、お店の方とおしゃべりしながら、買ったりしているその人間関係もなくなってしまう。そんなことを感じると、やっぱりもう少しこの商店街がこのエコフレンドリーシ

ヨップっていうものに取り組むことによって、ある程度その商店街が活性化するきっかけになればいいなと考えているところです。あまり、実は知られてないんで、世田谷環境学習会で定例会っていうのがあるんですけども、そこに清掃・リサイクル部事業課の〇〇係長さんに来てもらって、この間エコフレンドリーショップについてお話をしていただいたんですね。でも、やっぱり聞いている方も知らなかったみたいなことでかなり勉強になったようです。こういうことを私はしながら、地域がお一人ひとり頑張っってやっていく取り組みが進んでいくといいなと思っています。

あと1つはですね、前々から、興味関心があることなんですけど、最初にEPRに取り組むっていう話がありましたけども、清掃・リサイクル部が、これからどうやって取り組んでいくのか。メーカー側ともね、何かいろいろ折衝して、結構大変だ、少しずつは変わっているんだけど、なかなか進まないって話を昨年度聞きましたけど、そこら辺の具体的な話を教えていただきたいと思います。時間がないのでまた次回ね、どういうふうにEPRを進めていくのか聞かせていただければと思います。以上です。

○会長 はい。皆様ご意見ありがとうございました。時間もないので、私からも本当に一言になりますけれども、ここにお集まりの皆様も含めてですけれども、私たちって環境問題を考えるときに必ずこの国ができることは何か自治会、自治体としてできることはないか。私、消費者や生産者の立場としてできることは何なのかっていうことを考えていかなければいけないと同時に、それぞれの立場の方に、意見を申し上げることもできるかと思っています。何人かの方もおっしゃっていましたが、この審議会としても、区から諮問を受けておりますから答申しなければいけないんですけども、それ以外にももっと、良いアイデアがあれば、どんどん発信していけるといいかなというふうに思っております。そしてですね、大学の教員ということもございまして教育の重要性というのは、重々感じておりますし、それをどのように表現していっ

たらいいか。学生さんとも一緒にやっていくことも重要だと思いますし、もう少し小さい形だと、環境教室みたいなものを開いたこともあるんですけども、そういったものも重要かと思います。私自身は大人の方もしっかりと教育しなければいけないんですけども、もう少し手前の小さい方々と一緒に考えていくっていうことが、そういった家庭にも広がっていった重要な、その役割を担うのではないかと考えています。そういった面では住民の方々に、学生さんとか本当に一時期だけ世田谷区にお住まいの方っていうのと、アクセスがしにくくなる。その辺が今難しいところではないかというふうに教育関係では思っているところです。私ちょっとフィンランドに住んでいたんですけど、向こうではごみの回収、いくつか分別するんですけども、世田谷区でやってないのでバイオ。生ごみ、別の袋で別に回収しています。それから、こちらではあんまり見かけないけど、割とヨーロッパであるのが、スーパーでの量り売りですね。対人ではなくて自分で勝手に測って、何グラムだから幾らだによってシールが出てくる、量って、貼って持っていくっていう形なんですけれども。それからあとは、レジの横のところにプラスチックボトルの回収機があってその中に入れるとレシートみたいのが出てきて、ちょっとだけ値引きをしてもらおう。そういったようなものがございました。日本では、地区によってあるのかもしれないけど見かけないスタイルだと思いますし、そういったいろいろな自治体だとか他の国でやってる良いアイデアとかも、生かされるといいんじゃないかというふうに思います。あと最後になりますけれども今日の資料、今までもそうだったんですけど、事務局にお願いして今日の資料も出典をできるだけ書いていただいております。ご関心のある方はぜひ出典元を見ていただくともっとたくさん情報がありますので、見ていただくと良いかしらというふうに存じますので使ってください。以上です。

ということで、今日は皆様のご意見をいただけるだけになってしまいましたけれども、この後、審議に生かしていただきたいと思っておりますので、今後

ともよろしく願いいたします。予定していた内容は以上でございますので、事務局より今後の流れについてお願いいたします。

○管理課長 はい。それでは事務局からご説明いたします。

その前に、先ほどの粗大ごみ破碎処理施設での火災の写真が用意できましたので見ていただければと存じます。23区内の粗大ごみが集められてきますので膨大な量となっております。これは年末年始に近いところでまたどうしても季節的な製品の買い替えもありますので、ちょっとごみの量が増えてくる状況の中でこういう状況となっております。ただ区の粗大ごみの受け付けとしますと、特にこの火災は特に影響なく受け付け、それから搬入に関してはいろいろ工夫しながら、数等をなるべく調整するなどできる限りの工夫をしながら、こちらの処理施設センターの方に搬入をしている状況になります。

では資料に戻っていただきます。先ほどお話いただいた中で施設見学、なかなか皆さん、非常によかったというようなお声をいただいております。清掃工場以外、区内ですと先日見ていただいたエコプラザ用賀とリサイクル千歳台の普及啓発施設のほかに、びんの処理を行っております資源循環センター「リセタ」、こちらの方も見学受入を行っております。場合によって世田谷清掃工場と資源循環センターのセット見学も可能になっておりますので、もしご興味があれば、お申し込み等は清掃・リサイクル部事業課へご連絡いただければと思います。

○管理課長 本日は皆様いろいろとご意見ありがとうございました。今後はですね、いただきました意見も踏まえながら、次回よりいよいよ新たなごみ減量施策について、世田谷区の現在の取り組みを紹介しながら、区民や事業者に情報を届けるための効果的な啓発方法、あるいはごみ減量に関心をももらうための方法、ごみ減量に繋がる行動を起こしてもらうためのアイデアなどいろいろなものについて議論をして参りたいと考えておりますので、引き続きご協力よろしく願いいたします。

○管理課長 続きます、今後の連絡事項になります。委員の皆様におかれましては、来年1月の15日の月曜日までにメール、FAXまたは郵送にて、ご意見等をお寄せいただきたいと思います。電子メールの利用が可能な方には本日以降、様式をお送りしますので、電子メールでご意見をお寄せください。また電子メールをご利用でない方は、本日ご意見を寄せていただくための用紙と返信用封筒を用意しておりますので、事務局の方にお声掛け願います。また、今回の議事録につきましては、でき上がり次第メール等で皆様にお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは次回の審議会になりますけれども、来年3月19日火曜日の午前10時から、こちら教育総合センターの同じフロアにあります研修室「ほし」という会場での開催を予定しております。また開催については改めてお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。非常に寒くなってきました、また、年末の近く、お忙しい中だと思いますので、皆様お体にご自愛をいただきながら、年末年始をお迎えいただければと思います。本日はどうも、長時間にわたりご協力ありがとうございました。